

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状

本市の中心市街地の居住人口は近年一貫して減少傾向にある。人口の減少は空き家の増加など中心市街地の空洞化の大きな要因となっている。また、建築制限などから防災面で問題を抱える建築物も多い。

市民の多くは中心部に住みたいという意向を持っており、利便性の高い中心部への居住に対する潜在的な需要があることがうかがえる。

このため、旧基本計画では、集合住宅の新築・改修の促進を図り、住居の供給を積極的に進めてきた結果、集合住宅で4棟170戸の供給が図れ、人口減少の抑制に一定の成果があった。

空き家が解消されない背景に賃貸借が進まないという要因があるが、この点について、貸し借りがしやすいシステムの構築が課題となっている。

(2) 必要性

旧計画において集合住宅の建設を促進したことにより、主に住居系地域において建設がすすみ一定の人口抑制効果があったものと考えられる。

今後、地域の顔であり特に定住を図っていく必要性の高い歴史的・文化資源が数多く残る観光地区、商店街が集積する商業地区において居住施策をすすめていく。

まちなかには、活用されていない空き家・空き地等が増加しており、これらを活用したまちなか居住を促進することにより、周辺の商業をはじめとする経済活力の向上や地域コミュニティの回復など中心市街地の活力向上に有効であると考えられる。

また、観光エリアでもある伝統的建造物群保存地区やその周辺の市街地景観保存区域の魅力を維持していくには、そこに人が暮らしていることが重要であり、空き家が増加することで、まちの魅力が徐々に失われていくことが懸念されることから、魅力的なまちづくりのために、商工会議所や市、金融機関、商店街が組織するまちづくり会社が主体となり空き家の積極的な活用を図る取り組みとして、今まで十分に把握できていなかった空き家の調査・情報提供、所有者と利用者とのマッチングを図るなど総合的な取り組みを行い積極的に空き家の活用を図っていく。

また、従来の定住事業の補助率の変更や対象者要件の見直しを行うことで居住人口の減少を抑制し、維持を図る。

(3) フォローアップの考え方

毎年度進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。

また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 若者定住促進事業</p> <p>[事業内容] 若者の定住を促進するため、U I J ターン就職をした者に対し、家賃を補助 (家賃の 1/3、上限月額 1 万 5 千円、最大 3 年間)</p> <p>[実施時期] 平成 9 年度～</p>	市	<p>U I J ターン就職をした若者に対して集合住宅に入居した場合に家賃助成を行うことにより、居住人口および新規雇用の増加を図ることは、地域経済全体の活力につながる。若者の定住を促進する本事業は、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	
<p>[事業名] まちなか定住促進事業</p> <p>[事業内容] 中心市街地人口の増加につながる新築等 (移住を伴うもの) に対して工事費の一部を補助する。 (市外から移住する場合、事業費の 1/2、上限 150 万円。市内から移住する場合、事業費の 1/2、上限 100 万円)</p> <p>[実施期間] 平成 22 年度～</p>	まちづくり会社	<p>中心市街地区域外から中心市街地区域内への移住を目的として、自己居住用の住宅の新築・改築および取得に対して助成を行う事業で、本計画に合わせて見直しを行い一層の居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p> <p>[見直し内容] ・～H26 工事費の 1/2、上限 100 万円 ・H27～ 移住者が市外から中心市街地に移り住む場合、事業費の 1/2、上限 150 万円 移住者が市内から中心市街地に移り住む場合、事業費の 1/2、上限 100 万円</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～ 平成 31 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 建築物等耐震化促進事業</p> <p>〔事業内容〕 ・木造住宅の耐震診断を無料で実施 ・木造住宅以外の建築物の耐震診断に対して補助 (補助率 2/3、限度額 1,000 千円) ・木造住宅の耐震補強工事に対して補助 (補助率 10/10、限度額 1,800 千円(防火地域・準防火地域は 300 千円を加算))</p> <p>〔実施時期〕 平成 20 年度～ 平成 31 年度</p>	市	中心市街地には建築物が密集しており、大地震による倒壊などの潜在的な危険性がある。そこで、建築物の耐震診断や、耐震補強工事に対する助成を行うことにより、安全・安心な居住環境の整備を促進し、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）</p> <p>〔実施時期〕 平成 28 年度～ 平成 31 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

<p>〔事業名〕 公共施設、商業施設、 住宅等のエコ化</p> <p>〔事業内容〕 太陽光発電システムの 導入やLEDへの 切換えなど環境に配 慮した公共施設の整 備を行うほか、ペレ ットストーブや薪ス トーブ等の購入に対 する助成を行う。</p> <p>〔実施期間〕 平成22年度～</p>	市	<p>再生可能エネルギーの導入や省エネ化 等を図るために支援し、安全性の高い住居 環境の整備を進め、居住人口の増加を図る ものであり、住みやすいまちを実現するた め必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 移住交流促進事業</p> <p>〔事業内容〕 空き家を取得及び改修 した場合（費用の1/2、 上限100万円） 借家等の場合（家賃の 1/3、上限月額1万5千 円、最大3年間）</p> <p>〔実施時期〕 平成19年度～</p>	市	<p>都市部から高山市内の一戸建ての空き 家住宅に入居した者に対して家賃または 取得費及び改修費助成を行うことにより、 居住人口の増加を図るものであり、住みや すいまちとにぎわいのあるまちを実現す るため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 空き家活用促進事業</p> <p>〔事業内容〕 空き家を活用した居住 を促進するため調査、交 渉、紹介を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～</p>	ま ち づ く り 会 社	<p>まちづくり会社が空き家の調査、交渉、 紹介を行い中心市街地内にある空き家の 解消と居住人口の増加を図るものであり、 住みやすいまちを実現するため必要であ る。</p>		
<p>〔事業名〕 障がい者等住宅改造等 各種住宅建築支援</p> <p>〔事業内容〕</p>	市	<p>生活に必要な都市機能が集まる利便性 の高い中心市街地は、障がい者や高齢者が 住みやすい地区であることから、障がい者 や高齢者に対する良好な住環境の整備を</p>		

<p>障がい者住宅改造助成事業</p> <p>障がい者への住宅改造助成(限度額 75 万円)・屋根融雪装置設置助成(限度額 60 万円)</p> <p>高齢者住宅改造費補助事業</p> <p>高齢者・障害者等に対する住宅改造支援(限度額 75 万円)</p> <p>屋根融雪装置設置支援(限度額 60 万円)</p> <p>高齢者住宅バリアフリー改修助成事業</p> <p>高齢者が予防的に実施する住宅改修支援(限度額 37 万 5 千円)</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 6 年度～</p>		<p>促進するため、住宅の改造に対する貸付や助成などに取り組むことにより、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		
<p>[事業名]</p> <p>匠の家づくり支援事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>地域材を使った木造建築物の建築に対し、主な構造材への市産材の使用量に応じ 2 万円/m³を助成</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 21 年度～</p>	市	<p>木造住宅に対する地域材の利用拡大を進めるとともに、住宅等の新築及び改築に対し助成することにより、快適な住環境の整備を進め居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		